

いじめ

早期発見！

早期対応！

未然防止！

「いじめ」は、一部の特別な子どもだけではなく、どの子どもも「いじめられる側」にも「いじめる側」にもなり得る問題です。「いじめ」から子どもを守るためには、「いじめ」は絶対に許されないことを日頃から家庭で話題にしたり、子どもの様子に変化が見られた際には、早期に学校や相談機関と連携して対応することが大切です。

早期発見！

見逃さないで!! いじめのサイン

いじめを早期に発見するために、下の項目をチェックしてみましょう。

■ 衣服や所持品の変化

- 学用品や所持品の紛失や壊された様子が頻繁にある
- 嫌がらせの手紙や紙切れがある
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりする

■ 友人関係の変化

- 遊びに行く回数が減ったりする
- 学校や友達に対する不平や不満を口に出ることが多くなる
- 転校したい、学級を変わりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになる

■ 行動の変化

- なかなか起きてこなかったり、朝食を食べようとしなない
- 家族との会話を避けたり、乱暴したりする
- 学習意欲がなくなり、忘れ物が多くなる

■ 身体や情緒面の変化

- 身体に傷やアザがあったり、鼻血を出した跡が見られる
- 頭痛・腹痛・吐き気・不眠を訴える
- 表情が暗くなり、視線を合わせるのを避ける

※項目の中には、思春期によく見られる変化もありますが、子どもの小さな変化を見逃さないことが大切です。

早期対応！

いじめかな？と感じたら・・・

学校のほかにも相談できる場所があります

◎じっくりと聞いてください

子どもが話し始めたら、まずは、最後まで、じっくりと聞いてあげてください。何よりも、辛さや苦しさに対して精一杯の理解を示し、「絶対にあなたを守る」という気持ちを伝えてください。

青森市で
新設しました!

フレンドリーダイヤル

おーいなやみ なしさ 3600番へ
017-743-3600

電話相談 : 9:00~24:00 (毎日:365日)
メール相談 : friendly_dial@city.aomori.aomori.jp
(24時間終日)



◎学校に相談してください

学校では、学級担任はもちろん、校長、教頭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等が、迅速に対応します。また、教育委員会や市教育研修センター教育相談室等の関係機関とも連携を図りながら、いじめの早期解消、再発防止に努めます。



- 青森市教育委員会指導課指導チーム **017-761-4815**
8:30~17:00 月~金曜日 (祝日・年末年始は除く)
- 青森市教育委員会指導課少年育成チーム **017-744-5770**
8:30~17:00 月~金曜日 (祝日・年末年始は除く)
- 青森市子供の権利相談センター **0120-370-642**
10:00~18:00 月~金曜日 (祝日・年末年始は除く)
FAX 017-763-5678 (フリーダイヤル)
メール : ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- 24時間子供SOSダイヤル **0120-0-78310**
(フリーダイヤル)

★学校と協力して、いじめを解決するためのお手伝いをします。

未然防止！ 家族や地域の人々の関わりがいじめから子どもを守ります

子どもを取り巻く大人の責務

子どもと過ごす時間をつくる

学年が進んでも、家族と一緒に過ごす時間は大切です。

家族で食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間に、学校の話や友だち、将来のことなどについて話す時間を作ってみましょう。



SNSに関すること

インターネットに接続できる機器（パソコン・スマートフォン・携帯電話・ゲーム機・デジタル音楽プレイヤー等）の利用状況を把握、管理しましょう。

子どもを守るために、家族で利用のためのルールを作りましょう。

子どもの様子をよく観察する

今、子どもが何に興味や関心を持ち、どんな学習をしているのかなど、学校での様子や放課後の様子を気にかけてみましょう。



地域全体で子どもを見守る

学校行事やPTA活動、地域の行事に積極的に参加し、保護者同士、地域の大人同士の関係をつくり、多くの大人たちで、地域の子どもの見守る環境を作りましょう。



早期対応！

未然防止！ いじめについての学校の取組 早期発見！

学校いじめ防止基本方針の内容をお知らせします

・ホームページ等で発信するほか、いじめの状況・取組をお知らせします。

いじめに対して組織的な認知・対応をします

・市教委策定「いじめの認知に係る標準指針」に基づき、いじめ防止推進教師を中心に、組織で対応しています。

「心の教育」を計画的に行います

・「自他を尊重する態度」「他者と関わり合い高め合う力」「課題を解決する力」の三つの能力・態度等の育成を目指します。

見て見ぬふりもはやし立てる行為もいじめです！

いじめを積極的に認知して家庭と情報を共有します

・教職員は、子どもたちが発するサインやささいな変化に気付く力を高めるため、重ねて、研修を行っています。
・認知したいじめは、保護者と適切に情報共有し、解決に向けて連携していきます。

いじめは決して許されない行為です！

相手を精神的に苦しめる行為は、全て「いじめ」です。

